

# 令和6年度 臨時代議員総会資料

日 時 : 2024年8月20日(火) 13:00~14:00

会 場 : 一般社団法人 日本動物看護職協会 事務局  
(WEB開催)



一般社団法人

日本動物看護職協会

一般社団法人 日本動物看護職協会

## 令和 6 年度 臨時代議員総会次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 定足数の報告
4. 議事録署名人の選任
5. 議事  
    第 1 号議案 定款一部変更の件
6. その他
7. 閉会

# 第1号議案

定款一部変更の件

# 第1号議案

## 定款一部変更の件

### 【変更の趣旨】

令和元年6月に愛玩動物看護師法が制定され、令和5年5月1日に愛玩動物看護師法が全施行、令和6年4月には多くの現任者が国家資格取得し愛玩動物看護師登録数が2万人を超えた。このことを受け一般社団法人日本動物看護職協会は動物看護職の職能団体から国家資格を有する愛玩動物看護師の職能団体へ歩を進める。

よって、現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

### 【変更箇所の概略】

名称の変更 (第1章 第1条)

文言の変更 (第2章 第3条、第4条 第6章 第37条)

会員区分の変更 (第3章 第5条)

(下線部分に変更箇所を示します)

現行条文	改正後条文
第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、 <u>一般社団法人 日本動物看護職協会</u> と称する 第2条 (略)	第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、 <u>一般社団法人 日本愛玩動物看護師会</u> と称する 第2条 (略)
第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、動物看護に関する学術及び教育の発展、動物医療における <u>動物看護職</u> の職域の確立を図ることにより、動物の健康と福祉の増進及び国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする (事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う (1) 動物看護の学術及び教育に関する事業 (2) <u>動物看護職における職域</u> の確立に関する事業 (3) 動物の福祉及び公衆衛生の普及啓発に関する事業 (4) 動物看護の広報等に関する事業 (5) <u>動物看護職</u> の労働環境の改善に関する事業	第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、動物看護に関する学術及び教育の発展、動物医療における <u>愛玩動物看護師</u> の職域の確立を図ることにより、動物の健康と福祉の増進及び国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする (事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う (1) 動物看護の学術及び教育に関する事業 (2) <u>愛玩動物看護師</u> の職域の確立に関する事業 (3) 動物の福祉及び公衆衛生の普及啓発に関する事業 (4) 動物看護の広報等に関する事業 (5) <u>愛玩動物看護師</u> の労働環境の改善に関する事業

現行条文	改正後条文
<p>(6) <u>動物看護職</u>の福祉に関する事業</p> <p>(7) 公衆衛生の向上に関する事業</p> <p>(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第2項 (略)</p>	<p>(6) <u>愛玩動物看護師</u>の福祉に関する事業</p> <p>(7) 公衆衛生の向上に関する事業</p> <p>(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第2項 (略)</p>
<p>第3章 会員等</p>	<p>第3章 会員等</p>
<p>(種類)</p>	<p>(種類)</p>
<p>第5条</p>	<p>第5条</p>
<p>(1) 正会員 <u>動物看護者</u>で、この法人の目的に賛同して入会した者</p> <p>(2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した<u>動物看護教育課程</u>の専門学校生、大学生で、学生会員を希望する者</p> <p>(4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者又は団体</p> <p>(5) 名誉会員 この法人に功労があつて、第14条第2項に定める総会において推薦された者</p>	<p>(1) 正会員 <u>愛玩動物看護師</u>で、この法人の目的に賛同して入会した者</p> <p>(2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した<u>愛玩動物看護師教育課程</u>の専門学校生、大学生で、学生会員を希望する者</p> <p>(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者又は団体</p> <p>(4) 名誉会員 この法人に功労があつて、第14条第2項に定める総会において推薦された者</p> <p><u>(5) 準会員 令和6年度までの会員で愛玩動物看護師資格を有せず愛玩動物の看護にあたる者(動物看護助手)</u></p>
<p>第6条～第36条 (略)</p>	<p>第6条～第36条 (略)</p>
<p>(顧問)</p>	<p>(顧問)</p>
<p>第37条</p>	<p>第37条</p>
<p>この法人に、顧問を置くことができる</p> <p>2 顧問は、会長から業務等の報告を受け、<u>協会</u>の発展並びに<u>動物看護職</u>の社会的認知のため、理事会に対し適宜意見を述べる</p>	<p>この法人に、顧問を置くことができる</p> <p>2 顧問は、会長から業務等の報告を受け、<u>会</u>の発展並びに<u>愛玩動物看護師</u>の社会的認知のため、理事会に対し適宜意見を述べる</p>
<p>第3項、第4項 (略)</p>	<p>第3項、第4項 (略)</p>
<p>第38条～第67条 (略)</p>	<p>第38条～第67条 (略)</p>
<p>( 新 設 )</p>	<p>第68条</p> <p><u>この定款の変更は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 但し、第5条(5)の規定については、令和9年3月31日をもって削除するものとする。</u></p>